

(同居されているご家族の方でもお知らせできますので、来庁される方の本人確認のできるものをご持参ください。)

※準備等がありますので、来庁される前には必ずご連絡をお願いいたします。

※役場で確定申告相談を受けられる方は相談時にお知らせします。

町・県民税の申告

平成22年中に所得のあった人はもちろん、所得がなかった場合でも、国民健康保険に加入している人や、後期高齢者医療の対象者等は町・県民税の申告が必要ですので、必ず期限内に申告してください。町・県民税の申告書が必要な人はご連絡ください。

ただし、次の方は町・県民税の申告をする必要はありません。

- ・給与所得のみで年末調整をした人
- ・所得税の確定申告をした人
- ・公的年金のみの65歳以上(1月1日現在)の人でその収入が148万円以下の人
- ・公的年金のみの65歳未満(1月1日現在)の人でその収入が98万円以下の人

鳥取税務署からのお知らせ

1. 会場変更について

鳥取税務署で確定申告をされる方は、平成22年分の確定申告会場が左記の期間中は「鳥取市役所駅前庁舎」(所在地:鳥取市富安2丁目138-14)に変更となります。お間違えのないようにお願いします。

《期 間》 2月1日(火)～3月15日(火)

《受付時間》 午前9時～午後4時

※右記の確定申告会場設置期間中は、鳥取税務署での申告相談を実施しておりませんのでご注意ください。

※鳥取税務署の駐車場をご利用いただけますが、駐車場の混雑が予想されるため、できるだけ公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。

申告書は郵送でも、e-tax(国税電子申告)でも受け付けます。

なお、個人事業主の消費税の申告と納税は3月31日(木)までです。

2. 閉庁日対応の実施について

通常の土・日曜日、祝日は税務署の閉庁日であり、申告の相談及び窓口での申告書の受付は行っておりませんが、2月20日・2月27日の日曜日に限り、申告の相談や窓口での申告書受付を行いますのでご利用ください。

会場は右記のとおり、「鳥取市役所駅前庁舎」で行います。

3. e-taxについて

さあ！ネットで申告!!

22年分の所得税の確定申告書の提出を、本人の電子署名及び電子証明書を付して、1月4日(火)～3月15日(火)の申告期限内までにe-taxで行った場合、次のようなメリットがあります。

① 所得税額から最高5,000円(その年分の所得額を限度)が控除されます。

※なお、この控除の適用を受けることができるのは、平成19年分から平成22年分の間です。1回であり、過去にこの適用を受けられた方は再度受けることはできません。

② 添付書類の提出等が省略できます。

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称・支払金額等)を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができ、(確定申告期限から3年間、書類の提出又は提示を求められることがあります。)

③ 24時間いつでも利用可能

所得税の確定申告期間中は、24時間e-taxの利用が可能です。

④ 還付金がスピーディー

e-taxで申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)

※詳しい情報はe-Taxホームページへ。イータックスで

検索してください。

問い合わせ先:鳥取税務署(〒688-0108鳥取市富安2丁目89-14)

☎22-2141

地区別納税相談日日程表

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
			2月16日	17日	18日	19日
			田後・網代地区			全地区
20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日
全地区		浦富地区		東地区	大岩地区	全地区
27日	28日	3月1日	2日	3日	4日	5日
全地区	大岩地区		本庄地区		岩井地区	全地区
6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
全地区	岩井地区		小田・蒲生地区		浦富地区	全地区
13日	14日	15日				
全地区	全地区					

税務署開庁日

*受付時間:午前9時～午前11時30分 午後1時～午後4時 (時間厳守をお願いします。)

*都合の悪い場合は、他の地区の日にお越し頂いてもかまいません。

問い合わせ先 税務課 ☎73-1413